

2022年9月9日

各位

オリックス生命保険株式会社

【2022年9月26日（月）からのお取扱い】
「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患し、医療機関の事情などにより自宅での療養、またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」）についても、入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱いを実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象を高齢者等の「重症化リスクの高い方」に限定することが全国一律で実施される方針が示されました。これを受け、2022年9月26日（月）以降は、以下の通り、「みなし入院」での入院給付金等のお支払対象を変更いたします。

【みなし入院による入院給付金等のお支払対象】

2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方が対象となります。

<重症化リスクの高い方>

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- 妊娠されている方

※2022年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、2022年9月26日（月）以降にご請求をいただいた場合でも、重症化リスクの高い方に限定せず、当社が定める条件に該当した場合は、みなし入院のお支払対象となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

※運用変更後の請求方法・支払要件などについては、後日ウェブサイト上で公表を予定しております。

【変更の背景】

入院給付金等は保険約款において、「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」を満たす場合にお支払いする旨定めております。2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床ひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊療養・自宅療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、上記に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、約款の柔軟な解釈・適用により、「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」の特別取扱いを開始しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発症状況が変化しつつあり、必ずしも入院を必要としない軽症・無症状の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日（月）以降、全国一律に重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況も踏まえ、発生届の対象とならない方については、新型コロナウイルス感染症へ罹患したことのみをもって、「常に医師の管理下において治療に専念している」とはいえないことから、2022年9月26日（月）以降、「みなし入院」での入院給付金等のお支払対象を見直すことにしました。

【その他】

現在、入電数の増加により、コールセンターへのお電話が繋がりにくい場合がございます。新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金のご請求方法は、[こちら](#)からご確認ください。（その他の「よくあるご質問」は[こちら](#)）

以上

（ご参考：みなし入院お支払対象について）

ケース		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊療養・自宅療養された場合 （特別取扱い）	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外